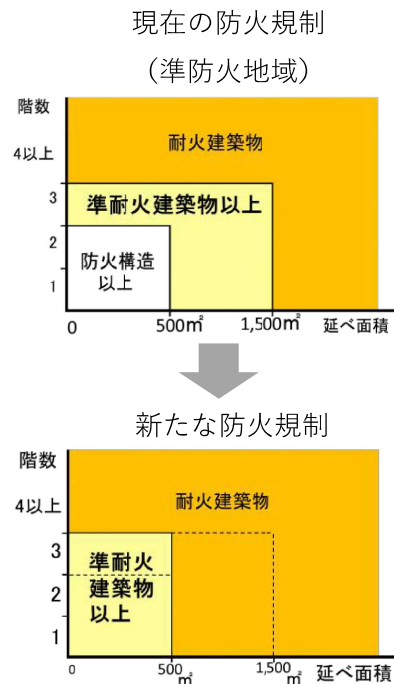


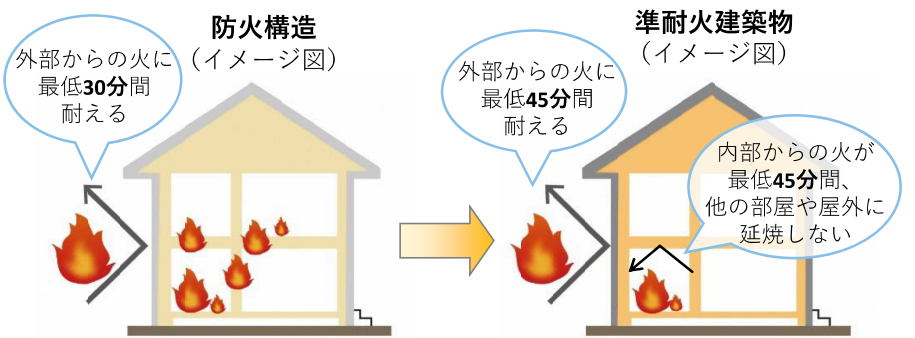
## まちづくり意見書の内容－防災まちづくりの取り組み

### ■新たな防火規制を指定する



#### <新たな防火規制とは？>

- 東京都が条例に基づき、災害時の危険性の高い地域等に指定し、建築物の耐火性能を強化する規制です。
- 新たな防火規制が指定されると、建物の建て替えの際には、原則として全ての建物が準耐火建築物又は耐火建築物となります。



### 協議会を終えて

若宮地区は、大規模な地震の際に想定される火災延焼の危険度や避難・消火・救助などの活動の困難度が、区内でも特に高い地区であるとされています。一方、近年小規模な戸建住宅があちこちで建てられ、たとえ耐火や耐震に配慮した設計であっても、家と家が軒を接して建てられている心配な状況も見られます。

これらの状況を打破するため、協議会の委員の皆様と多面的に対策を勉強してまいりました。当初、新型コロナウイルスの影響により実施できない期間もありましたが、まちの現状を把握するためのまち歩きも実施し、ほぼ月に1回のペースで計8回にわたり活動してきました。その成果をここに「意見書」として取りまとめました。今後、区長へ意見書を提出する予定です。委員の皆様はじめ関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

若宮地区防災まちづくり協議会 会長 北村勝



協議会での検討の様子

### 中野区より ～今後の防災まちづくりについて～

協議会からの意見書を踏まえ、建物を建て替える際のルール等を定めた「若宮地区地区計画（素案）」を作成します。地区計画策定にあたっては、意見交換会やアンケートを実施し、より多くの地域住民の皆様と取り組んでいきます。「若宮地区防災まちづくり意見書」は9月下旬頃、中野区ホームページで公開を予定しています。



中野区HP  
若宮地区防災まちづくりの情報を掲載しています

### 問合せ先

※協議会だよりのお問合せは事務局へお願いいたします

#### 若宮地区防災まちづくり協議会事務局

(株) 都市環境研究所 担当：藤野、酒井、大井  
TEL：03-3814-1001 (代表) / FAX：03-3818-2993 / E-mail：fujino@urdi.co.jp

#### 中野区担当

中野区まちづくり推進部まちづくり計画課  
担当：斎藤、松本 / TEL：03-3228-5463 (直通)

# 若宮地区防災まちづくり協議会だより

最終号

令和4年8月

発行：若宮地区防災まちづくり協議会

## 第7回・第8回協議会（最終回）を開催しました！

令和4年7月29日（水）に開催した第7回協議会では、第1回から第6回までに議論した内容を取りまとめた意見書（案）について、意見交換を行いました。

その結果を踏まえ、令和4年8月24日（水）に開催した第8回協議会で、意見書の最終確認を行いました。

なお、今回をもって、若宮地区防災まちづくり協議会における検討は終了となります。

本協議会だよりでは、協議会の検討の成果である「若宮地区防災まちづくり意見書」の内容を抜粋してお伝えします。



第7回協議会の様子

## 防災まちづくり意見書を取りまとめました！

意見書では、協議会が考える若宮地区の目指すべき将来像や防災まちづくりの目標、目標を実現するために必要な具体的な取り組みについての意見をまとめています。取り組み内容は、区などの行政が行うこと、住民が行うこと、両者の協働により行うことなど多様であり、行政と住民がそれぞれの役割に応じて取り組んでいくことで、災害に強く、住環境の良好なまちを実現していくことを目指しています。



### ●地区の将来像

**防災モデルタウン・若宮**  
～地震と火災への備えを進化させる、安全・安心で暮らしやすいまち～

### ●防災まちづくりの目標

目標1 地震で壊れにくいまちにする

目標2 火災が燃え広がらないまちにする

目標3 避難や消防活動がしやすいまちにする

目標4 安心して快適に暮らせるまちにする

#### 【数値目標】

●5年後までに耐震化率：100%

●10年後までに危険ブロック塀等：0箇所

●15年後までに補正不燃領域率：60%

### ●防災まちづくりで重視すべきこと

- ①地震・火災時に命を守ることを最優先する
- ②行政と住民が連携し、効果や実現可能性を考慮して、計画的に取り組む
- ③住民の防災意識を高め、ソフト面からも防災性を高める
- ④皆が守ることのできるルールを定め、実現性を高める

# まちづくり意見書の内容－防災まちづくりの取り組み

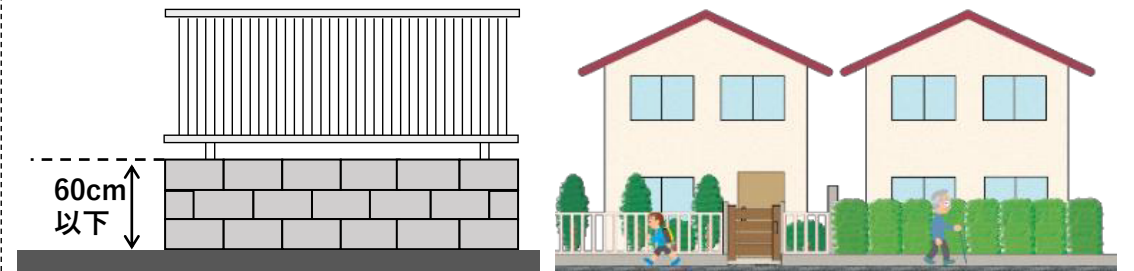
防災まちづくりの目標を実現するために、必要である取り組みについて、意見書では下のように取りまとめました。

目標1 地震で 壊れにくい まちにする	老朽化した建物の除却・建替えを進める【建物】 建物の耐震・耐火性能の強化を進める【建物】	<input type="checkbox"/> 区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の除却・建替え、耐震診断・補強）
	危険な塀などの改善や撤去を進める【道路・塀等】	<input checked="" type="checkbox"/> 垣又はさくの構造の制限を行う <input type="checkbox"/> 区の助成制度を活用する（ブロック塀等の撤去、生け垣等の設置）
	屋内の安全性を高める【防災活動】	<input type="checkbox"/> 家具等の転倒・落下等の対策を徹底する
目標2 火災が 燃え広がり ない まちに する	建物を燃えにくくする【建物】	<input checked="" type="checkbox"/> 新たな防火規制を指定する <input type="checkbox"/> 区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の建替え）
	延焼しにくくする【建物】	<input checked="" type="checkbox"/> 隣地境界線からの壁面の位置の制限を行う <input type="checkbox"/> 敷地の細分化を防止する
	延焼遮断帯を整備する【道路・建物】	<input type="checkbox"/> 補助227号線の整備と沿道の不燃化を進める
	公園や広場を整備する【公園・みどり】	<input type="checkbox"/> 多様な手法を用いて公園・広場を整備する
	火を出さない、出火したらすぐに消し止める【防災活動】	<input type="checkbox"/> 出火を防ぐ <input type="checkbox"/> 隣近所で協力して初期消火を行う
目標3 避難や 消防活動が しやすい まちにする	地震時に確実に通れる主要な道路を整備する【道路・塀等】	<input checked="" type="checkbox"/> 幅員 6 m の道路空間を確保する <input type="checkbox"/> 避難道路のネットワークを形成する
	建物等の倒壊による狭あい道路の閉塞を防ぐ【道路・塀、建物】	<input type="checkbox"/> 狭あい道路の拡幅整備を進める <input checked="" type="checkbox"/> 垣又はさくの構造の制限を行う <input type="checkbox"/> 区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の除却・建替え、耐震診断・補強、ブロック塀等撤去等）
	行き止まりを改善する【道路・塀等】	<input type="checkbox"/> 案内板を設置する
	避難等の支障となる物を取り除く【道路・塀等】	<input type="checkbox"/> 路上へのはみ出しを防ぐ（自転車、植栽等） <input type="checkbox"/> 電柱の移設や無電柱化を進める
目標4 安心して 快適に 暮らせる まちにする	道路を歩きやすくする【道路・塀等】	<input type="checkbox"/> 私道の舗装等の整備を促す <input type="checkbox"/> 路上へのはみ出しを防ぐ（自転車、植栽等） <input type="checkbox"/> 歩車共存ができる環境を目指す
	まちに緑を増やす【公園・みどり】	<input type="checkbox"/> 区の助成制度を活用する（生け垣等設置、樹木・樹林・生け垣の保護指定） <input type="checkbox"/> 緑を増やす新たな取り組みを行う <input checked="" type="checkbox"/> 垣又はさくの構造の制限を行う

## ■垣又はさくの構造の制限を行う

### 具体的な取り組み

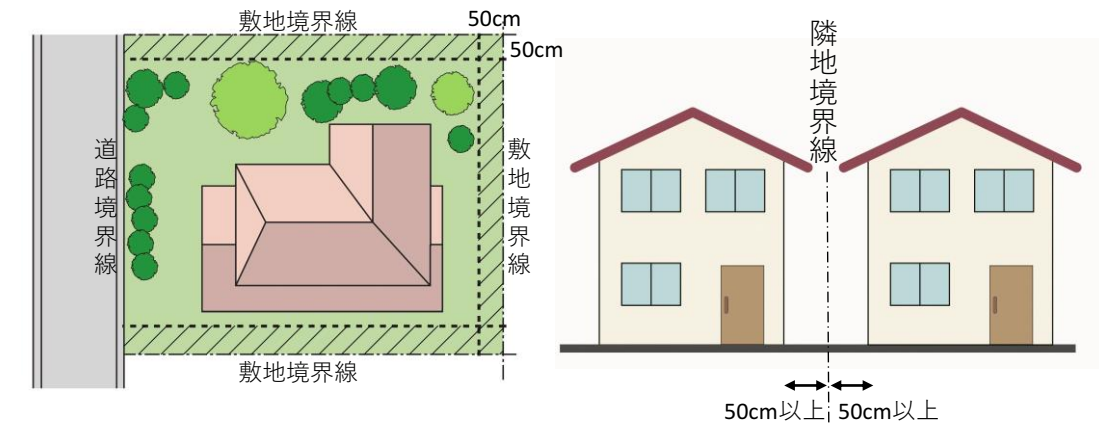
- 道路に面して、高さ60cmを超えるブロック塀等を設置することを禁止する。
- 道路に面して垣、さくを設ける場合は、生け垣またはフェンスとする。



## ■隣地境界線からの壁面の位置の制限を行う

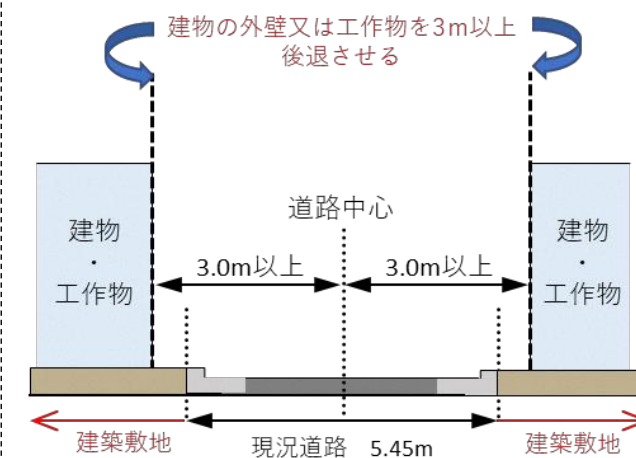
### 具体的な取り組み

- 住宅地を対象に、建物の外壁から隣地境界線までの距離は50cm以上とする。



図中斜線部分が隣地境界線からの壁面の位置の制限の範囲となります。

## ■幅員 6 m の道路空間を確保する (壁面の位置の制限による道路空間の確保のイメージ)



- 後退した部分は建築敷地面積に含まれます。
- L型側溝は移設されません。